

**新たな制度の導入を見据えた将来的な検討課題の整理**  
**(提出された意見の概要)**

**1. 新たな制度について国民及びADR機関の理解増進を図るための方策**

新たな制度（執行力付与の対象となり得る特定和解）について国民及び紛争解決事業者への周知広報を図る必要があることについて異論はなく、その留意点や方策につき、次のような意見があった。

(意見の概要)

○ 留意点を指摘するもの

- ・ 認証紛争解決手続における全ての和解について執行力が付与され得るかのような誤解を招かないようにする必要があるのではないか。
- ・ 和解契約そのものの法的効力についての理解増進も併せて行い、執行力を付与されない非認証紛争解決手続や執行合意を伴う和解を行わないこととする認証紛争解決手続は実効性が欠けるといった誤解を招かないようにする必要があるのではないか。
- ・ 和解への執行力付与については、引き続き、従前の制度（仲裁法第38条第1項に基づく決定等）を利用する方法もあるので、周知広報に当たっては、「新たな制度の導入は執行力付与の選択肢を増やすもの」という伝え方をしていくべきではないか。

○ 周知広報の手段等に関するもの

- ・ 執行力は一般の国民にはなじみのないものなので、周知広報に当たっては、身近な事例に基づき、分かりやすい言葉で制度の内容やメリット等を説明するよう工夫が必要ではないか。
- ・ 周知広報に当たっては、利用者の情報収集や判断を支援するツールを提供するという観点も重要であり、例えば、制度を利用できる紛争解決事業者の情報をインターネットで効率的に検索できる仕組みを整えることなども検討すべきではないか。
- ・ 国民等への周知広報に当たっては、新たな制度に直接関係する法務省や認証紛争解決事業者のみならず、日弁連・弁護士会、日司連・司法書士会、相談機関、仲裁機関、裁判所等にも幅広く協力を求め、連携して実施していくことが肝要ではないか。
- ・ 新たな制度を利用する認証紛争解決事業者と利用しない事業者が混在することとなるので、利用者が制度利用の可否を個々に調べなくても済むように、周知広報の一環として、制度を利用できる事業者の一

覧表を作成することも検討すべきではないか。

## 2. 紛争の当事者に対する適切な説明の在り方、担保するための方策

認証紛争解決事業者が新たな制度について利用者に分かりやすく適切な説明をすべきであることについて異論はなく、適切な説明の在り方やそれを担保する方策について、次のような意見があった。

(意見の概要)

- 手続実施依頼契約締結前の説明に関するもの（ADR法第14条関係）
  - ・ 当該紛争解決手続において、新たな制度を利用できるか否か、利用できるとしても当事者間で民事執行をすることができる旨の合意をするか否かは当事者の自由であること、を説明すべきではないか。
  - ・ 新たな制度の適用除外となる紛争が具体的にどのような紛争をいい、さらにその例外になるもの（民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るもの）はどのような紛争をいうのか、解決しようとする紛争が新たな制度の適用対象となるのか否かについて、適切な説明が必要ではないか。
  - ・ 認証紛争解決事業者からの一方的な説明に終始することなく、利用者たる紛争当事者の理解を確認しながら説明することが必要であり、双方向性がより強く求められるのではないか。
  - ・ 説明義務を負う紛争解決事業者をサポートする観点から、例えば、事前説明に際して資料等として簡単に参照・提供できるよう、執行力付与に関する専門用語等を分かりやすく解説した情報をインターネット上に提供することも検討してはどうか。
- 紛争解決手続の開始から終了までの間における説明に関するもの（ADR法第6条第7号関係）
  - ・ 認証紛争解決事業者による手続実施依頼契約締結前（利用申込前、応諾前）の説明に加え、手続開始の冒頭段階、和解成立の段階等にも手続実施者等が執行力に関する説明をすべきと考え得る場面はあるが、すべからく一律に説明を求めれば手続が硬直化し、かえって和解の成立の妨げとなることも懸念されるので、どの段階でどのような説明をすべきかについては、慎重な検討が必要ではないか。
- 上記の両説明に共通するもの
  - ・ 説明モデルを策定する場合、執行債権者になる者に対する説明はもちろんのこと、執行債務者になる者に対する説明も検討する必要があるのではないか。また、紛争類型・当事者類型によって、説明の在り

方や内容を検討する必要があるのではないか。

- ・ 認証紛争解決事業者ないし手続実施者が必ず説明モデルに従った説明をしなければならないとすると、手続が硬直化することが懸念されるので、モデルに従った説明を強制することは避けるべきではないか。
- 認証紛争解決事業者の事務所における揭示義務に関するもの（ADR法第11条第2項関係）
  - ・ 認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法につき事務所に揭示すべき事項（ADR法施行規則第9条）として、当該認証紛争解決事業者が新たな制度の対象となる和解（特定和解）を実施するか否か、実施するとしてどのような紛争について実施するかを追加することが考えられるのではないか。

### 3. 適式・適格な特定和解の成立を担保するための措置

執行拒否事由のある特定和解に従って当事者が任意の履行をした場合につき、当該当事者は合意に基づいた履行をしている以上、損害を被ったとはいえないのではないかと意見があった。もっとも、この場合を含め、不適式・不適格な和解が成立すれば、当事者が予期しなかった結果を招き、ひいては新たな制度に対する信頼が揺らぎかねないため、適式・適格な特定和解の成立を担保する必要があることについては異論がなく、その方策につき、次のような意見があった。

（意見の概要）

- 特定和解の内容に関するもの
  - ・ 登記手続請求に係る民事訴訟事件においては、和解の成立前に、成立予定の和解条項をもって登記手続を実施できるか法務局に事前相談をする例があるところ、認証紛争解決事業者もこれと同様に関係機関に対して事前相談を実施できるとよいのではないか。
  - ・ 現行法上「民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするとき」に弁護士助言を受けることができるようにするための措置が求められているところ、少なくとも特定和解の案を提示するときは、弁護士助言が必要になると解されるから、助言措置が適切に行われることを担保する方策を検討すべきではないか。
  - ・ 適格な特定和解の成立を担保するためには、可能な範囲で裁判所の協力も得ながら、認証紛争解決事業者や助言を行う弁護士に対する研修を進めていく必要があるのではないか。また、関係団体や各事業者

等が研修講師を円滑に確保できるよう、関係者間で、どの団体等がどのような講師を招いて研修を実施したのかについての情報を共有する仕組みがあれば有益ではないか。

○ 執行決定や執行拒否事由に関するもの

- ・ 執行決定の申立てに当たり、特定和解の内容が記載された書面であって当事者の署名があるもの等当事者の同一性及び意思を確認することができるものの提出が求められているが、オンラインで認証紛争解決手続を実施した場合、本人確認をどのように行い、記録化するかが問題になるのではないか。
- ・ 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合に執行拒否事由が認められるとしても、当事者においてそのような事実を把握することは困難であるから、認証紛争解決手続内で積極的に開示されるよう規律を設ける必要があるのではないか。
- ・ 認証紛争解決手続の手続準則に違反したことが執行拒否事由となり、執行決定の被申立人がその存在について証明を求められるのであれば、被申立人が証明に必要な資料を入手できるような方策が必要ではないか。
- ・ 執行決定の手続で紛争解決手続の瑕疵の有無が争点となり、当事者から認証紛争解決事業者に対し保存記録の開示が求められる場合もあり得ることに備え、公証人や裁判所調停の例を参考に、事業者が定めておくべき記録の作成保存や後続する裁判手続における開示に関する規程のあり方について、検討する必要があるのではないか。

以上